|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | | 第三十号様式（開票立会人決定のくじを行うべき場所及び日時の告示）  多古町選挙管理委員会告示第何号  年　　月　　日執行の何選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。  年　　月　　日  多古町選挙管理委員会委員長　氏　　　　　名 |
| 公職選挙法第六十二条第五項の規定によるくじ | 公職選挙法第六十二条第四項の規定によるくじ | 公職選挙法第六十二条第二項の規定によるくじ | 区分 |
| 何々 | 何々 | 何々 | 場所 |
| 事実発生の都度 | 何月何日午前（後）何時 | 何月何日午前（後）何時 | 日時 |
|  | | | |